昭和60年4月1日鞍手町要綱第3号

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、鞍手町行財政改革推進本部(以下「本部」 という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること
 - (2) 行財政改革の実施状況の公表に関すること
 - (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は助役及び収入役をもって充てる。
- 3 本部員は各課室局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を総括する。
- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。(会議)
- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。 (調整会議)
- 第 6 条 本部に調整会議を置く。
- 2 調整会議は、助役、収入役、総務課長、企画財政課長及び専門部会の代表者をもって構成し、 所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本部の会議の議事とする事項の調整に関すること
 - (2) その他本部の会議の運営に必要な事項の調整に関すること

(専門部会等)

第7条 本部の統括の下、必要に応じて、各種の専門部会、分科会及びグループ会議(以下「専門部会等」という。)を置くことができるものとする。

(職員以外の者の出席)

第8条 本部長が必要であると認めるときは、本部の会議、調整会議及び専門部会等の会議に職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成 17 年 6 月 9 日告示第 44 号)
- この条例は、公布の日から施行する。